

事業者向け支援策一覧（令和4年8月5日現在）

融資について

	支援制度名	支援内容	対象者	問合せ先	実施主体
実施中	新型コロナウイルス感染症伴走支援型資金	融資限度額：4,000万円	府内で事業を営んでおり、新型コロナウイルス感染症により経営に影響を受けている中小企業者で①②をともに該当する ①セーフティネット保証4号・5号のいずれか認定を受けている ②経営行動計画書を作成し、金融機関の継続的な伴走支援を受けられる	取扱い金融機関にて相談・申込 ※取扱い金融機関は大阪府HPよりご確認ください。	府
実施中	大阪府新型コロナウイルス感染症対応緊急資金	融資限度額：2億円（うち、無担保8,000万円）	府内において1年以上継続して事業を営んでおり、新型コロナウイルス感染症により経営に影響を受けている中小企業者で、最近1か月の売上が前年同月と比較して10%以上減少している人。またはセーフティネット保証4号・5号の対象者	取扱い金融機関にて相談・申込 ※取扱い金融機関は大阪府HPよりご確認ください。	府
実施中	セーフティネット保証4号	申請者が融資を申し込む際、必要となる認定申請書の発行 融資限度額：2億円（うち、無担保8,000万円）	1年以上継続して事業を行っており、最近1か月の売上などが前年同月比で20%以上減少かつその後2か月を含む3か月間の売上等が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれること。 ※業歴3か月以上1年1か月未満の人も、一定の売上要件を満たす場合は対象	地域経済課（市役所4階）	信用保証協会
実施中	セーフティネット保証5号	申請者が融資を申し込む際、必要となる認定申請書の発行 融資限度額：2億円（うち、無担保8,000万円）	国が指定する業種に属する事業を営んでおり、最近3か月の売上等が前年同月比で5%以上減少 ※業歴3か月以上1年1か月未満の人も、一定の売上要件を満たす場合は対象	地域経済課（市役所4階）	信用保証協会
実施中	マル経融資	融資限度額：2,000万円 別枠：1,000万円 金利：0.9%当初3年間引下げ	最近1か月間の売上が前年または前々年の同期と比較して5%以上、減少している。 ※商工会議所などの長の推薦が必要	泉大津商工会議所 ☎23・1111	信用保証協会
実施中	民間金融機関における実質無利子・無担保融資	個人事業主など：保証料・金利ゼロ 小中規模事業者：保証料1/2もしくは保証料・金利ゼロ （売上減少要件により変わります）	新型コロナウイルス感染症の影響により売上が減少した事業者 （セーフティネット保証4号・5号、危機関連保証の認定を受けた事業者）	中小企業金融相談窓口 ☎0570・783183	国
実施中	新型コロナウイルス感染症により機能停止等となった社会福祉施設等に対する優遇融資	通常の融資条件からの貸付利率の引き下げなどの優遇措置	新型コロナウイルス感染症により、減収・事業停止等の影響を受けた福祉関係施設 ・前年同期などと比較して減収若しくは利用者が減少又は自治体からの休止要請に対応など、新型コロナウイルス感染症により経営に影響を受けた場合 ・施設利用者又は従業員及びその家族に、新型コロナウイルスの感染者が出たことによる休業などにより、減収となった入所施設（地域密着型を除く）	福祉貸付専用ご相談フリーダイヤル ☎0120・343・862 ☎03・3438・0403 （携帯電話等でつながらない場合）	独立行政法人福祉医療機構

事業者向け支援策一覧（令和4年8月5日現在）

給付金について

	支援制度名	支援内容	対象者	問合せ先	実施主体
実施中	事業復活支援金	<p>令和4年3月までの見通しを立てられるよう、コロナ禍で大きな影響を受ける事業者、地域・業種問わず、固定費負担の支援として、5か月分の売上減少額を基準に算定した額を一括給付。</p> <p>【給付額】 (基準期間の売上高) - (対象月の売上高) × 5 ※中小法人等は上限最大250万円 個人事業者等は上限最大50万円</p> <p>【申請期間】 令和4年1月31日（月）～5月31日（火）</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の拡大や長期化に伴う需要の減少又は供給の制約により大きな影響を受け、自らの事業判断によらずに、令和3年11月～令和4年3月のいずれかの月の売上高が、平成30年11月～令和3年3月までの間の任意の同じ月の売上高と比較して50%以上または30%～50%減少した事業者（中堅・中小・小規模事業者・フリーランスを含む個人事業主）</p> <p>最新の情報は経済産業省HPからご確認ください。</p>	<p>事業復活支援金事務局 相談窓口 ☎0120-789-140</p>	国

助成について

	支援制度名	支援内容	対象者	問合せ先	実施主体
実施中	雇用調整助成金	<p>労働者1人あたり日額最大1万5,000円（休業手当相当分を最大全額助成）（適用期間：令和4年9月30日まで）</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の影響を受けながら、従業員を解雇せず雇用を維持した事業主</p>	<p>大阪労働局助成金センター ☎06・7669・8900 雇用調整助成金コールセンター ☎0120・603・999</p>	国
実施中	小学校休業等対応助成金	<p>有給休暇を取得した対象労働者に支払った賃金相当額10/10申請期限（必着）</p> <p>・令和4年4月1日～6月30日の休暇に関する申請期限 →令和4年8月31日まで（日額上限額9,000円）</p> <p>・令和4年7月1日～9月30日の休暇に関する申請期限 →令和4年11月30日まで（日額上限額9,000円）</p> <p>※日額上限額・申請期限は、地域の状況により変わることがあります。</p>	<p>令和4年4月1日～9月30日までの間に、以下の子どもの世話を保護者として行うことが必要となった労働者に対し、有給（賃金全額支給）の休暇（労働基準法上の年次有給休暇を除く）を取得させた事業主。</p> <p>①ガイドラインに基づき臨時休業などをした小学校など（保育所など含む）に通う子ども ②新型コロナウイルスに感染した子どもなど、小学校などを休む必要がある子ども</p>	<p>小学校休業等対応助成金・支援金コールセンター ☎0120・876・187</p>	国
実施中	小学校休業等対応支援金 （委託を受けて個人で仕事をする人向け）	<p>令和4年4月1日～9月30日までの間に仕事ができなかった日について1日当たり以下の金額を支給（定額※）。</p> <p>・令和4年4月1日～6月30日の休暇に関する申請期限 →令和4年8月31日まで（一日当たり4,500円）</p> <p>・令和4年7月1日～9月30日の休暇に関する申請期限 →令和4年11月31日まで（一日当たり4,500円）</p> <p>※申請の対象期間中に緊急事態宣言の対象区域または、まん延防止等重点措置を実施すべき区域であった地域（原則都道府県単位）に住所を有する人は7,500円（定額）</p>	<p>令和4年4月1日～9月30日までの間に、以下の子どもの世話を保護者として行うことが必要となったため、契約した仕事（フリーランス）ができなくなった保護者。</p> <p>①新型コロナウイルス感染症への対応として、ガイドラインに基づき、臨時休業などをした小学校など（保育所などを含む）に通う子ども ②新型コロナウイルスに感染し、小学校などを休む必要がある子ども</p>	<p>小学校休業等対応助成金・支援金コールセンター ☎0120・876・187</p>	国

事業者向け支援策一覧（令和4年8月5日現在）

支援金について

	支援制度名	支援内容	対象者	問合せ先	実施主体
実施中	大阪府雇用促進支援金	<p>求職者を雇い入れ、3か月間雇用した事業主に支給する支援金。</p> <p>【支給額】 正規雇用労働者（期間の定めなし）：1人につき25万円 非正規雇用労働者（期間の定めあり）：1人につき12万5,000円 （いずれも所定労働時間週20時間以上かつ雇用保険が適用されていることが必要）</p> <p>・令和3年12月1日～3月31日までの雇入れ →申請期限 令和4年8月31日まで</p> <p>・令和4年4月1日～6月30日までの雇入れ →申請期限 令和4年11月30日まで</p>	<p>下記の条件を満たした事業主</p> <p>①大阪府緊急雇用対策特設ホームページに掲載している民間人材サービス事業者の求人情報に求人を掲載したこと</p> <p>②①の求人に令和2年10月1日以降応募し、かつ令和2年4月1日以降に失業状態になった大阪府内に住所がある求職者を令和3年12月1日から令和4年9月30日の間に雇い入れたこと</p> <p>③②で雇い入れた方を3か月継続して雇用したこと</p> <p>④②で雇い入れた方を雇用保険に加入させていること</p>	<p>大阪府雇用促進支援金事務局 ☎06-4794-7050</p>	府

納税猶予・減免・免除について

	支援制度名	支援内容	対象者	問合せ先	実施主体
実施中	納税の猶予制度	<p>新型コロナウイルス感染症の影響などにより納税が困難な納税者に対し、納税の猶予制度（徴収の猶予または換価の猶予）が適用される場合あり。</p>	<p>財産損失や事業の休廃止など、一定のケースに該当する納税者</p>	<p>税務課納税係（市役所1階5番窓口）</p>	市
実施中	生産性向上特別措置法に基づく固定資産税の特例措置の拡充	<p>市の導入促進計画に基づく先端設備等導入計画を策定し、市の認定を受け、新たに取得した設備に係る固定資産税の軽減対象資産に、令和2年4月30日以降に取得した事業用家屋及び構築物を追加。なお、軽減対象資産の固定資産税は取得後3年間、課税標準額はゼロ。</p> <p>（注1）市の認定後に取得した資産で、軽減対象とするためには個別に要件あり。</p> <p>（注2）事業用家屋に係る都市計画税は軽減対象外。</p>	<p>個人：常時使用する従業員数が1,000人以下 法人：資本金または出資金の額が1億円以下、資本または出資を有しない場合、常用使用する従業員が1,000人以下（同一の大規模法人から2分の1以上の出資を受ける法人や2以上の大規模法人から3分の2以上の出資を受ける法人は対象外）</p>	<p>税務課固定資産税係（市役所1階5番窓口）</p>	市